**平成２４年（再イ）第１号**
栃木県佐野市富岡町1623番地
再生債務者　亀山美池子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２４年（再イ）第１８号**
神奈川県大和市福田1782番地５　エクセルヤマト102号
再生債務者　大貫　義久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（再イ）第３８号**
福井県坂井市丸岡町北横地第19号１番地24
再生債務者　坪川　勇二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日　福井地方裁判所

**平成２４年（再イ）第１４号**
滋賀県湖南市水戸町15番地36
再生債務者　金光　昭圭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
大津地方裁判所民事部再生係

**平成２４年（再イ）第１３４号**
大阪市住之江区浜口東２丁目８番16号プレファシオ住吉公園801号
再生債務者　伊藤　浩子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（再イ）第４２号**
広島市東区上大須賀町１番12―501号　プログレスＹ、開始決定時の住所広島市東区二葉の里２丁目３番３－２―104号
再生債務者　鈴木　　哲(開始決定時の姓酒井)
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（再イ）第２６７号**
埼玉県加須市川口４丁目２番地40
再生債務者　佐々木幸子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２４年（再イ）第２４号**
名古屋市北区水切町６丁目104番地の２
再生債務者　小森由佳子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（再イ）第８号**
滋賀県野洲市八夫1398番地
再生債務者　中塚　　望
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
大津地方裁判所民事部再生係

**平成２３年（再イ）第８５号**
兵庫県姫路市楠町117番地
再生債務者　能田　敏夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月15日　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（再イ）第９０号**
兵庫県加古郡稲美町国岡３丁目27番地の３
再生債務者　菊池　公孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月15日　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（再イ）第１号**
長崎県長崎市伊良林１丁目７番４号
再生債務者　吉田形直久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

**平成２４年（再イ）第１９号**
札幌市中央区南７条西24丁目３番15―503号
再生債務者　三浦　　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（再イ）第２号**
青森県八戸市長者４丁目６番９号　カサセレーナＢ―101
再生債務者　河原　範之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

**平成２３年（再イ）第３２号**
福島県いわき市小名浜野田字田中150番地
再生債務者　柏原　榮一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
福島地方裁判所いわき支部

**平成２４年（再イ）第１２号**
栃木県宇都宮市西川田本町４丁目４番21号
再生債務者　安野　浩幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
宇都宮地方裁判所第１民事部

## 特定計量器型式承認

**○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 26 号**

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成24年６月13日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 24 年６月 28 日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第Ｄ1219号
2、名称　ＪＦＥアドバンテック株式会社
3、住所　兵庫県西宮市高畑町３番48号
4、特定計量器の種類　非自動はかり